

福岡県消費生活審議会について

(① 福岡県消費生活審議会の概要)

福岡県消費生活審議会について

1 設置根拠

福岡県消費生活条例第38条第1項

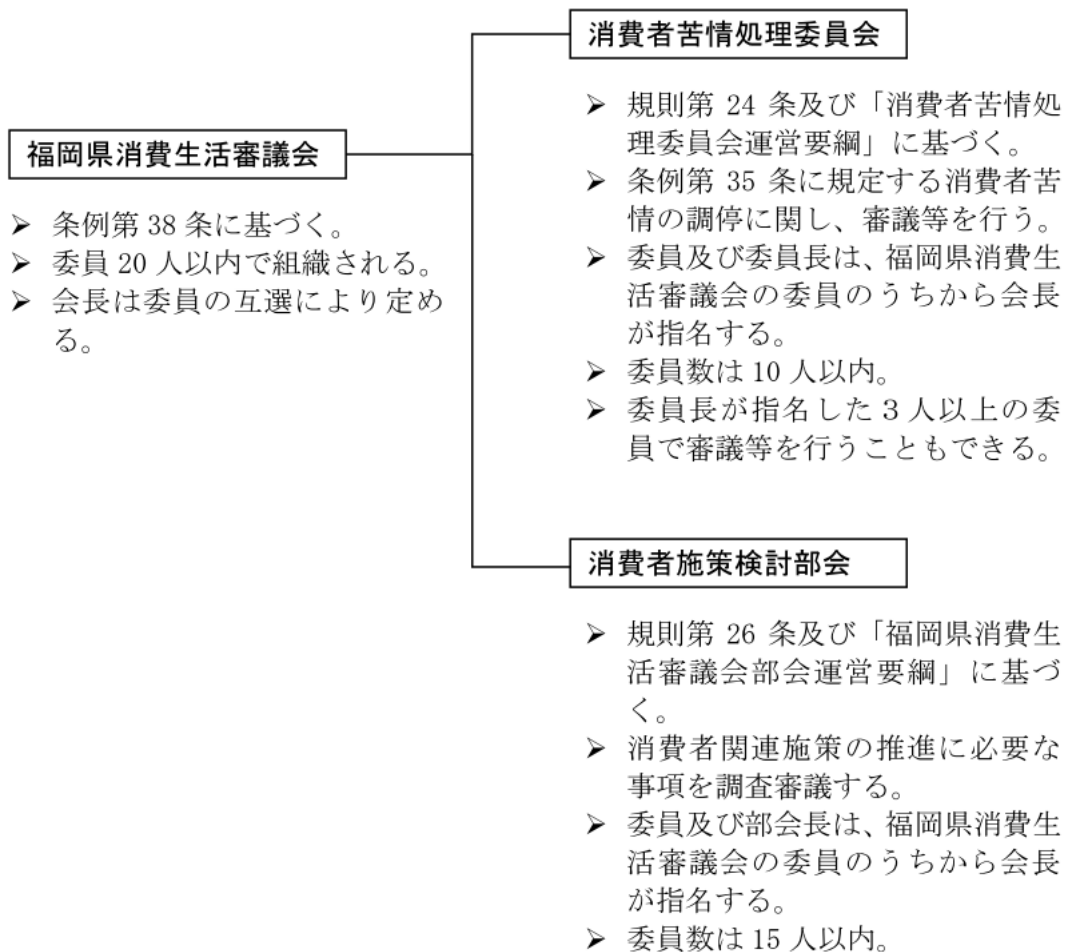
2 役割

条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。(条例第38条第2項)

3 委員

委員20人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。(条例第38条第3項)

4 組織図



福岡県消費生活条例（抜粋）

第9章 福岡県消費生活審議会

（福岡県消費生活審議会）

第38条 県に福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 審議会は、第2項の調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

福岡県消費生活条例施行規則（抜粋）

第3章 福岡県消費生活審議会

（任期）

第21条 福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第23条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、審議事項について必要がある場合は、参考人の意見を聴くことができる。

（消費者苦情処理委員会）

第24条 審議会に、条例第35条第3項に規定する調停に関し、審議及び必要な事項の処理を行わせ、その他消費者苦情の解決に関し必要な事項を審議させるため、消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に属すべき委員は、会長が審議会の委員のうちから指名する。

3 委員会に委員長を置き、会長が審議会の委員のうちから指名する。

4 委員長は、委員会で審議した経過及び結果を、速やかに、会長に報告するものとする。

5 審議会は、その定めるところにより、委員会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第22条第3項及び第23条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第22条第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、第23条中「審議会」とあるのは「委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

7 前項の規定にかかわらず、委員長は、審議会が定めるところにより、委員会の委員のうちから指名した者に第1項の審議及び事務を行わせ、その合議によって決するところをもって、委員会が決したものとするすることができる。

（調停）

第25条 知事は、審議会の調停に付したときは、その旨を苦情の申請者及びその相手方（以下「当事者」という。）に通知するものとする。

2 審議会は、当事者に調停案を文書で提示することにより調停を行う。

- 3 審議会は、当事者に対し、相当の期間を定めて、調停案の受諾を勧告することができる。
- 4 調停は、当事者が調停案に合意し、記名押印したときに成立する。
- 5 審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。
- 6 第3項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に、当事者から調停案を受諾しない旨の申出があったとき、又は受諾する申出がなかったときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。
- 7 審議会は、第5項の規定により調停を打ち切ったとき、又は前項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、当事者に対し、その旨を通知するものとする。
- 8 会長は、当事者間に合意が成立したとき、第4項の規定による調停が成立したとき、第5項の規定により調停を打ち切ったとき、又は第6項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、速やかに、知事に報告するものとする。

(部会)

第26条 審議会に、専門の事項を審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 第22条第3項、第23条及び第24条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、第22条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第23条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、第24条第2項中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第3項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第4項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事)

第27条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て会長が定める。

消費者苦情処理委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）第24条第1項の規定に基づき設置された消費者苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員会委員の構成)

第2条 委員会委員は、福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員のうちから計10名以内をもってあてる。

(任期)

第3条 委員会委員の任期は、審議会の委員の任期とする。

(委員の指名等)

第4条 規則第24条第7項に基づいて、委員長が指名する委員は、3名以上とする。

2 委員長は、前項の委員のうちから代表委員を指名する。

(報告)

第5条 代表委員は、審議した経過及び結果を、速やかに、委員長に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

福岡県消費生活審議会部会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）第26条第1項の規定に基づき、福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の部会の運営に関し必要な事項を定める。

(消費者施策検討部会)

第2条 規則第26条第1項の規定に基づき、消費者関連施策の推進に必要な事項を調査審議させるため、消費者施策検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

(消費者施策検討部会委員の構成)

第3条 消費者施策検討部会委員（以下「委員」とする。）は、審議会の委員のうちから計15名以内をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会の委員の任期とする。

(開催)

第5条 部会長は、審議会の決議により付議された場合には、速やかに検討部会を開催するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年9月18日から施行する。

(福岡県消費生活審議会要綱の廃止)

- 2 福岡県消費生活審議会要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成25年10月10日から施行する。